シンガポールにおける長崎県産農産物の魅力発信業務委託公募型プロポーザル募集要領

| 業務名

シンガポールにおける長崎県産農産物の魅力発信業務委託

2 業務の概要

別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程等

日程	内容
令和7年 月2 日(金)	公募開始
令和7年 2月 2日 (火)	参加表明書、質問書提出期限
令和7年 2月 日(木)	企画提案書提出期限
令和7年 2月中旬頃	企画提案書審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1)提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2)提出部数

企画提案書6部を提出すること。

(3)提出方法

持参または郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。 ※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出

してください。

※また、提出する企画提案書の PDF データも併せてメールにて提出してください。

(4)提出期限

令和7年 | 2月 | 1日 (木) 午後5時(必着)

※この期限までに全ての必要書類が揃っていない場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5)提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 農林部 農産加工流通課 企画·輸出振興班

担当:三宅、永野

TEL:095-895-2997

E-mail: s07065@pref.nagasaki.lg.jp

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が 到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

- ア 企画提案書は | 者 | 提案までとします。
- イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(県が補正等を求める場合 を除く)。
- ウ 厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ その他

- ・応募書類(企画提案書 6 部)は、まとめて A 4 ファイルに綴じて提出してください。
- ・A 4 ファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

<記入例> シンガポールにおける長崎県産農産物の魅力発信業務委託 株式会社○○

5 質疑及び回答

質問がある場合は、指定様式にて電子メールで提出してください。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。また、メールのタイトルは「シンガポールにおける長崎県産農産物の魅力発信業務委託質問書」としてください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、質問書の提出期限は、令和7年12月2日(火)午後5時までとします。

(メールアドレス) s07065@pref.nagasaki.lg.jp

6 審 査

(1)審査の方法

- ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者 を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優 秀提案者、提案金額が同一の場合には「イ.業務内容に関する提案」における点数が 上位の者を最優秀提案者とします。なお、「イ.業務内容に関する提案」の点数も同 一であった場合には、選定委員合議のうえ、これを決定します。
- イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象とした書 類審査により行います。なお、プレゼンテーションによる審査は実施いたしません。
- ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2)審査基準

審査項目	審查内容	配点
ア. 全体像	本業務の目的を十分理解し、本業務で取り組むべき内容が	10
	明確になっているか。	点
イ.業務内容に関す	仕様書5.(1)の伴走支援に関する業務	25
る提案	①本業務において、実施可能な内容となっているか。	点
	②シンガポール国内でスイーツやデザートを主力とした	
	現地飲食店の選定方法となっているか。	
	③県産イチゴの調達方法や共有ルートなどの提案がなさ	
	れているか。	
	④仕様書や当要領に示していない内容でも、本県にとって	
	有益となると思われる事項について積極的に追加提案さ	
	れているか。	
	 仕様書5.(2)の企画・実施に関する業務	25
	①現地インフルエンサーについて、現地消費者に影響力が	点
	ある候補者の選定方法の提案となっているか。	
	②現地インフルエンサーを活用した情報発信について、現	
	地消費者の購買意欲を高め、消費拡大に繋がるような工夫	
	がなされているか。	
	③本業務において、実施可能な内容となっているか。	
	④インフルエンサーの投稿における KPI(投稿数、閲覧数	
	等)を設定し提案されているか。	
	⑤仕様書や当要領に示していない内容でも、本県にとって	
	有益となると思われる事項について積極的に追加提案さ	
	れているか。	
ウ. 業務実績	①過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。	15
	②その実績の成果について、具体的に示すこと。	点
工.業務実施体制	①業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されてい	15
	るか。	点
	②提案業務を適切に実施するために必要な経験等を有す	
	るスタッフの配置体制が確保されているか。	
	③県との連携が十分に図られる体制か。	
オ.スケジュール	①業務内容に応じて、適切なスケジュールとなっている	5点
	か。想定スケジュールに無理はないか。	

力. 提案金額	①価格点の算定式	5 点
	満点(5 点)×各提案者のうち最低の額÷自社の提案額	
	(ただし、小数点以下を切り捨て)	
	合計	00点

※審査項目アから工までの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの 配点に評価に応じて評点を算出します。

評 価	評 点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.8
C (普通)	項目の配点 × 0.5
D (やや劣っている)	項目の配点 × 0.3
E(劣っている)	項目の配点 × O

(3)審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知 します。

(4)審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に 開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

- (1)委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、長崎県財務規則(昭和 39 年長崎県規則第 23 号)に定める 随意契約の手続きに進みます。交渉が調わず、契約の見込みがない場合は、審査の結 果次点とされた者が、改めて県と交渉を行うことになります。
- (3)契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、 本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

- (1)提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(県及び審査委員会での使用に限る。)。
- (3)契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問合せ先

長崎県 農林部 農産加工流通課 企画·輸出振興班

担当:三宅、永野

TEL: 095-895-2997

E-mail: s07065@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (I)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2)企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3)次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる 不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6)本業務を円滑に遂行するため、県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を 求めることができます。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて県に帰属します。 また、受託者は、著作権人格権を行使しないこととします。